

## 厚生年金保険法等改正法に係る行政確認事項(厚年)

対象先	DB年金	<b>厚年基金</b>	DC	退職金	その他
内容	<b>法令通知</b>	<b>財政運営</b>	資産運用	会計基準	その他

ご参考に厚年基金以外のお客様にも送付させていただきます。

### ポイント

- ▶ 厚生年金基金制度の見直し等が盛り込まれた厚生年金保険法等改正法(※)については、6月26日に公布されております。
- ▶ 見直し内容の詳細は、今後、公布・発出される政省令・通知等で明らかになりますが、現時点で、行政に確認している事項について、ご案内いたします。  
※ 今後、回答内容も変わる可能性もありますので、ご留意ください。
- ▶ 行政にて検討中の項目も多く、引き続き、政省令等への対応を含め、確認を行ってまいります。

※ 「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」

⇒詳細は次頁以降をご参照

## 主な行政あて確認事項と回答

### ① 今後のスケジュール等について

該当条項	照会・確認事項等	行政回答
全般	法改正に伴う政省令等に係る意見募集の手続はいつ頃行われるのか。	夏目処でパブリックコメントを実施する予定。
全般	法改正に伴い、財政運営基準の抜本的な見直しが想定されるが、早急に改正後の財政運営基準を示していただきたい。	なるべく早くお示しできるようにしたい。基本的な考え方としては、従来の財政運営基準を踏襲しつつ、5年後も存続する基金については代行資産保全の観点からの一定の基準を満たすよう掛金の引上げ等の対応を求めていくこととなる。

### ② 清算型基金の適用等について

該当条項	照会・確認事項等	行政回答
附則第19条第1項	「政令で定める率」によって、清算型基金に指定される基金の数が大きく変動することが考えられるため、「政令で定める率」については早期に示していただきたい。	従来の指定基金の指定要件なども参考に検討する予定。
附則第19条第2項	清算型基金の指定は、「施行日から起算して5年を経過する日までの間に限り行うことができる」と規定されているため、平成26年度財政決算から実施され、平成29年度財政決算まで実施されるという理解で良いか。	詳細は検討するが、法律上は平成26年度から平成30年度まで指定できることとなっていることから、平成25年度決算に基づく指定から、平成29年度決算に基づく指定までを行うことを検討している。

### (確認中で未回答のもの)

該当条項	照会・確認事項等
附則第19条第1項	「政令で定める要件」(事業の継続が著しく困難とみなされる、業務の運営に相当の努力をしたもの)、及び清算型基金への指定時期について、明確に定めていただきたい。
附則第19条第3項	清算型基金指定に係る「社会保障審議会の意見」は開示されるとの理解で良いか。
附則第19条	清算型基金に指定された場合、清算計画の承認を受けることになるため、解散認可申請の手続きは不要と考えて良いか。
附則第19条第9項	「改正前厚生年金保険法第145条第1項の規定にかかわらず」と規定されているため、通知「厚生年金基金の解散及び移行認可について」は適用されず、同通知第2-2に規定されている「事業主の同意」「加入員の同意」「受給者への説明」「労働組合の同意」は不要、という理解で良いか。
附則第19条	① 清算型基金に指定された場合は、「将来返上」「上乘せ給付停止」について、規約変更は必要か。 ② ①がYesの場合、清算型基金に指定された後、規約変更の議決(あるいは理事長専決)をして、指定日から遡及適用するという理解で良いか。

## 主な行政あて確認事項と回答

### ③ 存続要件等について

該当条項	照会・確認事項等	行政回答
附則第33条	<p>施行日から5年を経過した日以後において、基金が存続するためには、毎年度決算において附則第33条第1項各号のいずれかを満たす必要があるが、単年度で附則第33条第1項各号のいずれも満たさない場合であっても、過去の一定期間の積立水準も勘案したうえで解散を命じるなど、政省令等で何らかの措置を検討いただきたい。</p>	<p>解散命令の対象基準は、附則第33条において法律上明記されており、この基準を政省令で広げることとは法律違反であり不可能である。</p>
附則第33条	<p>現行の財政運営基準では、責任準備金および最低積立基準額を積立目標とし、それらを上回る水準を目指す掛金設定は認められていない。このような基準では一時的または恒常的に附則第33条第1項の基準をやむを得ず満たさないことが起こりうる。</p> <p>従って、基金の存続を安定的なものにするためには、附則第33条第1項各号に定める基準を上回る水準を最終的な積立目標とするような財政運営基準に改めるべきではないか。</p>	<p>税制上の関係で、特別掛金については3年という期間を設けているが、非継続基準までは一括で拠出できることや、当年度不足金に対する特例掛金による措置を行うことにより、最低積立基準額の1.5倍までは積み立てられるため、これらで対応できるのではないかと。</p>

### (確認中で未回答のもの)

該当条項	照会・確認事項等
附則第33条	<p>存続厚生年金基金が法附則第33条第1項各号のいずれにも該当した場合には解散命令が発動されることであるが、例えば、ある事業年度の末日において年金給付等積立金の額が法附則第33条第1項各号に定める基準を下回ることが判明した場合、解散命令の発動を回避するために直ちに当該下回る額を掛金として拠出することは可能か。</p>

## 主な行政あて確認事項と回答

### ④ 最低責任準備金の精緻化について

該当条項	照会・確認事項等	行政回答
—	最低責任準備金の期ズレ解消は、財政決算・財政計算・解散それぞれについて、いつから適用されるのか。	① 決算については平成25年度決算。 ② 財政計算については検討中。 ③ 解散については施行日以降に認可されたもの。
—	最低責任準備金の代行給付費にかかる0.875の見直しは、財政決算・財政計算・解散それぞれについて、いつから適用されるのか。	① 決算については平成25年度決算。 ② 財政計算については検討中。 ③ 解散については施行日以降に認可されたもの。
—	① 最低責任準備金の代行給付費にかかる0.875の見直しに伴い、政府負担金の算定時の係数0.875についても見直しが行われるのか。 ② ①がYesの場合であっても、係数の変更が遡及適用され、過年度分の政府負担金の過不足の清算が発生することはないとの理解で良いか。	政府負担金の処理については検討予定。

### (確認申で未回答のもの)

該当条項	照会・確認事項等
—	<p>社会保障審議会の資料に特例解散納付額特例の場合は、原則「期ズレ補正後」、ただし「期ズレ補正前」の額が小さい場合は、当該額を使用可能とある。当該丈比について、</p> <p>① 納付額特例の場合、最低責任準備金および減額責任準備金それぞれについて、期ズレ補正前後で額が小さい場合を選択出来るという理解で良いか。(すなわち、納付額特例は4パターンから最も金額が小さいものを選ぶことが出来る。)</p> <p>② 通常解散の場合の最低責任準備金についても当該丈比は適用されるか。</p> <p>③ 解散時だけでなく財政決算・財政計算においても当該丈比は適用されるか。</p> <p>④ ①または②がNoの場合、期ズレ解消の施行前後で最低責任準備金の額が大きく変わる場合も想定される。施行後も一定期間は最低責任準備金についても丈比を認めるなど、経過的取扱いを検討していただきたい。</p> <p>⑤ 代行給付費にかかる0.875の見直しについても、同様の丈比を検討していただきたい。</p>

## 主な行政あて確認事項と回答

### ⑤ 他制度への移行等について

(確認中で未回答のもの)

該当条項	照会・確認事項等
—	解散をせずに代行返上を選択する基金では、最低責任準備金を返還することにより積立比率が大幅に低下し、代行返上後の非継続基準の財政検証において大幅な掛金引上げが必要となり、現行基準のもとでは、基金が代行返上を選択することが困難になることも想定されるため、政省令等において非継続基準に係る措置を検討されたい。
附則第35条 第1項 第2項	<p>① 附則第35条第1項に、「当該設立事業所に使用される解散基金加入員等」とあるが、受給権者分も含めて残余財産をDBに交付できるという理解で良いか。</p> <p>② ①がYesの場合、受給権者には残余財産を分配し、加入員分のみDBに交付することは可能か。</p> <p>③ ①がYesの場合、附則第35条第2項に「残余財産の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、規約に定めるところにより老齢給付金等の支給を行う」とあるが、DB規約において旧厚生年金基金規約に基づく受給権者の給付額の保証は不要であり、分配額を原資としてあらためて老齢給付金の額を規定する取扱いとなるのか。</p>

### ⑥ 解散・代行返上に係る記録整備等について

該当条項	照会・確認事項等	行政回答
—	<p>特例解散は、特例解散の認可前に責任準備金基礎データの申請前突合を不一致が無くなるまで複数回実施する必要があり、特例解散の認可申請まで相当の時間が掛かっている。</p> <p>一方で代行返上は、代行返上の認可前に責任準備金基礎データの事前突合を1回実施すれば代行返上の認可申請が可能となっており、特例解散においても代行返上と同様に、責任準備金基礎データの申請前突合を1回実施すれば、特例解散の認可申請が可能としていただきたい。</p>	<p>特例解散については、企業年金連合会において、記録整理の仮完了(基金が管理する記録と国が管理する記録とを突合した結果不備がないこと)が認可申請の条件となっている。</p> <p>また、通知上、代行返上においても同様の扱いであるが、仮完了まで、連合会が確認をしていないため、照会のような事例が生じているものである。</p> <p>認可後は、国が代行部分を支給することとなるので、認可後の記録整理に時間がかかり、受給者が代行部分の支給を受けられないという事態を起こさないためにも、仮完了後に認可申請を行うこと。</p> <p>なお、現在行われている記録の突合が完了していれば、解散のための記録整理に時間を要することは考えられないので、記録の突合作業が完了していない基金については、速やかに突合作業を完了するようご協力願いたい。</p>
—	<p>被保険者記録整理において、被保険者記録(国の記録)と基金の記録が不一致となった場合、基金から地方厚生局宛てに不一致記録の照会を行う。当該照会の結果、国の記録が誤り(基金の記録が正)と基金に回答があった場合、国の記録は修正されるが、国の記録の修正に相当の時間が掛かり特例解散の事務処理スケジュールを遅らせることがある。国の記録が誤りと基金に回答があった時点で、国の記録は修正されたとみなして責任準備金基礎データの申請前突合を実施させていただきたい。</p>	<p>国の記録が「誤り」となった場合の事務については、現在、連合会・年金機構と調整中。</p>



## 主な行政あて確認事項と回答

### ⑦ その他

該当条項	照会・確認事項等	行政回答
附則第5条 第1項	指定基金に関する条文(改正前厚生年金保険法第178条の2)が効力を有する条文に含まれていないが、施行日からなく法案成立時に遡及して四半期報告等の対応を不要としていただきたい。	代行資産保全の観点から認められない。なお、代行資産保全の観点から、今後、全基金に対し、モニタリングをすることを検討している。
附則第5条 第2項	同意要件が3/4から2/3に緩和されている項目について、当該緩和が適用されるのは以下のいずれか。 ① 施行日以降の認可 ② 施行日以降の申請 ③ 施行日以降の同意書回収	② 施行日以降の申請。
附則第5条 第2項	基金の業務概況の周知範囲が「加入員」に加え、「受給者および待期者」が追加となっているが、基金のホームページにて業務概況を公表し、受給者および待期者が閲覧できる環境を構築している場合には、周知していると判断して良いか。	良い。
附則第11条 第3項 附則第12条 第6項 附則第19条 第6項	上乘せ給付が停止された場合、 ① 翌月から支給停止の対象となる部分は、国の受給権の有無にかかわらず、基金規約に基づく加算部分の給付および基本部分の上乗せ相当(薄皮部分)という理解で良いか。 ② 翌月から支給停止とは、例のとおり翌月分から支給停止するとの理解で良いか。 (例)平成26年5月申請の場合は、翌月の6月分から代行部分以外の支給を停止するため、平成26年8月1日支払から代行部分以外の支給を停止して給付	① 実務的な部分も含めて検討中。 ② 良い。
附則第40条	① 現在の将来返上後の連合会移換は、基本プラスアルファ部分(薄皮部分)と脱退一時金相当額を併せて連合会に移換しているが、法改正後の連合会移換は脱退一時金相当額のみ移換するとの理解で良いか。 ② ①がYesの場合について、法施行が平成26年4月1日と仮定したとき、平成26年3月15日申出分(4月移換)まで従前の連合会移換であり、平成26年4月15日申出分(5月移換)から脱退一時金相当額のみ移換との理解で良いか。	良い。
—	法施行前に解散(又は特例解散)認可申請中の基金については、法施行日時点での規約変更は不要という理解で良いか。	良い。

## 主な行政あて確認事項と回答

### ⑦ その他

(確認中で未回答のもの)

該当条項	照会・確認事項等
附則第10条	<p>① 前納できる額については、その後の給付に必要な資金が確実に確保できるような基準を設けていただきたい。</p> <p>② ①の基準を満たす額を前納した場合であっても、選択一時金の想定以上の増加等により給付の見込みが増加し積立金が枯渇する可能性が考えられる。このようなケースを想定し、前納した額の返還の仕組みを設けていただきたい。</p>
附則第11条 第3項	<p>① 自主解散型基金について、附則第11条第1項の認定の申請および附則第12条第1項の承認の申請のいずれも行わない場合であっても、上乘せ給付の支給を停止することは可能か。</p>
附則第12条 第6項	<p>② ①がYesの場合、当該基金が将来返上または代行資産の前納を行った時点から支給停止することも可能か。</p>

以上